

山陰海岸国立公園の公園区域及び公園計画の見直しについて

1. 変更の理由

山陰海岸国立公園は、京都府の網野海岸から鳥取県の鳥取砂丘までの延長75kmに及ぶ海岸線と、河口と玄武洞までの円山川流域を含めて昭和38年7月15日に指定された。

平成2年4月6日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)を、平成8年12月25日には第1回点検を行っている。

今般、本公園を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、公園区域及び公園計画の変更(第2回点検)を行う。

2. 変更の概要

(1) 区域及び特別地域の変更

(ア) 削除

区域線の明確化のため、区域の一部を削除する。(合計 0.88ha)

鳥取県鳥取市浜坂の一部(0.18ha)

鳥取県岩美郡岩美町陸上(0.7ha)



鳥取県鳥取市浜坂



鳥取県岩美郡岩美町陸上

(2)保護規制計画の変更

ア 特別保護地区

(ア) 拡張

羽尾岬の海食洞等特異な地形を有する浦富海岸の景観の保護を図るため、第2種特別地域から特別保護地区へ変更する。【写真1】

鳥取県岩美郡岩美町の一部(18.1ha)

(イ) 削除

区域線の明確化のため区域の一部を削除するとともに、第2種特別地域と同質の景観を呈していることから第2種特別地域に変更する。【写真2】

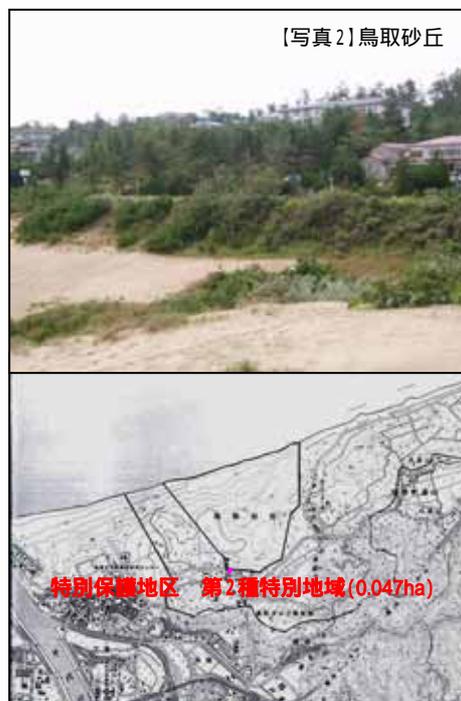
鳥取県鳥取市浜坂の一部(0.047ha)

イ 第1種特別地域

(ア) 拡張

浦富海岸の海岸部の地形の保護を図るため、第2種特別地域から第1種特別地域へ変更する。【写真3】

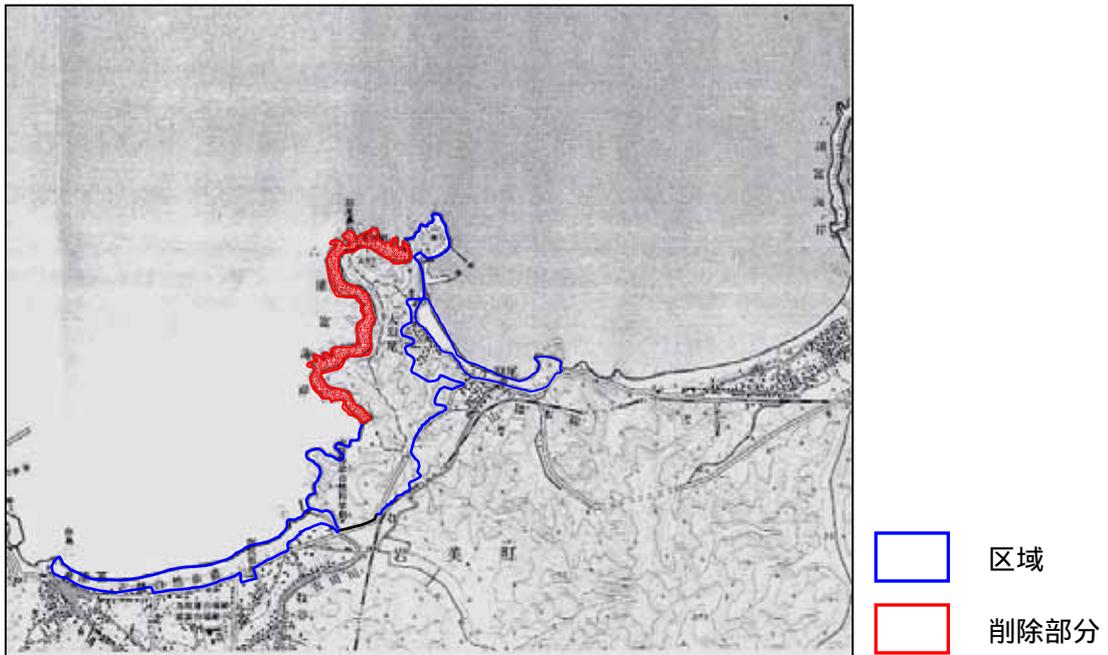
兵庫県美方郡新温泉町居組及び鳥取県岩美郡岩美町陸上の各一部(34ha)



(3) 利用施設計画の変更

ア 集団施設地区の変更

浦富海岸集団施設地区について、海岸部の保護を図るため第2種特別地域から特別保護地区へ変更することから、区域の一部を削除するもの。(18.1ha)



浦富海岸集団施設地区区域変更図